

(1) 国民年金被保険者と保険料免除者の状況

(単位 人、金額 1000円)

年 度	被 保 険 者 数									
	総 数	第 1 号			任 意			第 3 号		
		総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
平成8年度	414 102	231 894	110 230	121 664	4 334	887	3 447	177 874	901	176 973
9	413 552	234 315	111 989	122 326	3 934	841	3 093	175 303	911	174 392
10	424 484	246 356	118 282	128 074	3 672	792	2 880	174 456	1 065	173 391
11	435 055	258 076	124 909	133 167	3 508	765	2 743	173 471	1 157	172 314
12	444 091	269 291	130 985	138 306	3 348	748	2 600	171 452	1 233	170 219

- 注) (1) 「第1号被保険者」とは、日本国内に住所を有する満20歳以上満60歳未満の農業・漁業・自営業・学生の人など。
 (2) 「任意加入被保険者」とは、日本国内に住所を有する満20歳以上満60歳未満で、他年金制度の老齢(退職)年金受給者又は日本国内に住んでいる満60歳以上満65歳未満の人又は日本国外に住んでいる人で日本国籍の満20歳以上満65歳未満の人。
 (3) 「第3号被保険者」とは、厚生年金保険・共済組合加入者の被扶養配偶者で満20歳以上満60歳未満の人。
 (4) 「付加年金加入者」とは、第1号被保険者・任意加入被保険者のうち、より高い年金を受給するため希望により付加保険料を納めている人と必ず納めなければならない農業者年金の加入者。

(2) 国民年金受給権者の状況

(単位 人、金額 1000円)

年 度	基 礎 年 金 受 給 権 者 数							
	総 数		老 齢 基 礎 年 金		障 害 基 礎 年 金		遺 族 基 礎 年 金	
	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額
平成8年度	135 774	98 776 914	112 784	78 408 114	18 852	17 247 481	4 138	3 121 319
9	159 016	115 458 559	135 256	94 484 638	19 453	17 731 703	4 307	3 242 218
10	180 236	133 127 438	155 919	111 315 383	20 021	18 516 702	4 296	3 295 353
11	200 359	148 868 186	174 669	125 825 127	20 698	19 211 005	4 992	3 832 054
12	221 801	164 840 563	195 544	141 311 129	21 309	19 711 538	4 948	3 817 896

- 注) (1) 各基礎年金額は、新国民年金法(昭和61年4月1日施行)による給付分である。
 (2) 障害・遺族基礎年金には、昭和61年4月1日に裁定替えされた障害福祉年金、母子・準母子福祉年金を含む。

(3) 国民年金保険料検認、収納ならびに印紙売りさばき状況

(単位 金額 1000円)

年 度	検認対象月数	検 認			検 認 率	保 総 額
		検 認 実 施 月 数		現 金 前 納		
		印 紙 検 認	現 金 前 納			
平成8年度	2 105 970	1 811 288	2 843	86.1	24 114 022	
9	2 150 621	1 787 925	3 690	83.3	24 619 793	
10	2 250 013	1 796 490	4 750	80.1	25 460 004	
11	2 311 295	1 830 356	6 879	79.5	26 069 956	
12	2 316 067	1 779 663	8 685	77.2	25 616 535	

- 注) (1) 「検認」とは、国民年金手帳の所定欄に貼付された国民年金印紙を消印することにより保険料の納付を確認する行為である。
 (2) 「検認対象月数」とは、保険料を納めなければならない月数。
 (3) 「調定保険料」とは、過年度の保険料を現金でもって納付したものである。

(4) 老齢福祉年金受給権者状況

(単位 人、金額 1000円)

年 度	受給権者総数	支給年金額	全部支給の者	一 部 支 給 の 者		
				総 数	公的年金の受給者	配偶者・扶養義務者所得制限
平成8年度	10 736	2 789 348	6 303	1 063	460	603
9	8 822	2 275 070	5 136	870	391	479
10	6 973	1 844 812	4 120	679	332	347
11	5 559	1 456 111	3 240	534	285	249
12	4 290	1 148 061	2 566	413	237	176

- 注) 障害福祉年金、母子・準母子福祉年金は、昭和61年4月1日にそれぞれ障害・遺族基礎年金に裁定替えされた。

金 状 況 平成8～12年度

資料：岡山社会保険事務局「おかやまの国民年金」

付 加 年 金 加 入 者 数			保 険 料 免 除 被 保 険 者 数				年 度
総 数	強制加入	任意加入	総 数	法定免除	申請免除	免 除 率	
14 902	1 451	13 451	50 654	13 714	36 940	21.8	8
13 566	1 259	12 307	53 074	13 926	39 148	22.7	9
12 746	1 131	11 615	54 697	14 381	40 316	22.2	10
12 050	1 042	11 008	61 265	14 954	46 311	23.7	11
11 227	956	10 271	72 712	15 446	57 266	27.0	12

- (5) 「法定免除」とは、生活扶助や障害基礎年金又は被用者年金制度の障害年金を受けている人など。
 (6) 「申請免除」とは、失業や病気などで保険料の納付が著しく困難な人で申請承認された人。
 (7) 「免除率」とは、第1号被保険者に対する免除者総数の割合。

資料：岡山社会保険事務局「おかやまの国民年金」

抛 出 年 金 受 給 権 者 数												年 度
総 数		老 齢		障 害		母 子		遺 児		寡 婦		
件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	
156 470	65 224 128	151 766	61 267 269	3 888	3 481 122	130	120 195	5	3 928	681	351 615	8
149 853	62 463 012	145 381	58 702 999	3 731	3 342 242	91	84 664	2	1 571	648	331 536	9
143 032	60 672 670	138 783	57 042 693	3 559	3 245 803	67	62 153	-	-	623	322 020	10
135 888	57 980 073	131 819	54 492 384	3 392	3 110 523	67	62 520	-	-	610	314 645	11
129 123	55 068 374	125 281	51 775 010	3 232	2 965 319	45	41 511	-	-	565	286 534	12

資料：岡山社会保険事務局「おかやまの国民年金」

除 料 収 納 額				印 紙 売 り さ ば き 額	印紙売りさばき 手数料交付額	年 度
検認 (印紙)	調定保険料	前納保険料	追納保険料			
22 773 678	964 708	37 619	338 016	22 680 401	248 940	8
23 286 218	973 757	53 394	306 424	23 410 811	258 632	9
24 246 985	910 789	65 108	237 122	24 160 716	265 709	10
24 691 732	1 042 245	76 498	259 481	24 773 935	269 859	11
24 032 515	1 193 166	119 577	271 278	23 102 606	261 109	12

- (4) 「前納保険料」とは、被保険者の未経過期間を現金でもって納付したものである。
 (5) 「追納保険料」とは、以前免除になっていた期間を現金でもって納付したものである。
 (6) 「印紙売りさばき額」とは、社会保険事務局が市町村に売りさばいた印紙代金をいう。

資料：岡山社会保険事務局「おかやまの国民年金」

全 部 支 給 停 止 の 者							年 度
総 数	公的年金の 受 給 者	本 人 所得制限	配 偶 者 所得制限	扶養義務者 所得制限	併給調整	そ の 他	
3 370	2 843	83	1	366	69	8	8
2 816	2 377	87	4	296	44	8	9
2 174	1 850	62	1	220	33	8	10
1 785	1 546	44	1	156	30	8	11
1 311	1 144	30	-	107	22	8	12